

井原鉄道株式会社が所有し，又は使用する固定資産に対する課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第29号

井原鉄道株式会社が所有し，又は使用する固定資産に対する課税免除に関する条例の一部を改正する条例

井原鉄道株式会社が所有し，又は使用する固定資産に対する課税免除に関する条例（平成17年総社市条例第55号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(免除期間) 第3条 課税免除の期間は，平成17年度から <u>令和15年度</u> までとする。	(免除期間) 第3条 課税免除の期間は，平成17年度から <u>平成35年度</u> までとする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。